

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その翌日)

### 目 次

- ◇ 告 示
  - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
  - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
  - 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定
  - 農業振興地域の区域の変更
  - 国土調査の成果の認証
  - 土地改良区の役員就退任(二件)
  - 土地改良区の役員の退任
  - 土地改良区の役員の住所の変更
  - 土地改良事業計画の決定(二件)
  - 土地改良事業の認可
  - 保安林の指定の解除予定(三件)
  - 公有水面の埋立ての免許(二件)
  - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
  - 開発行為に関する工事の完了

### ◇ 選管告示

都市計画事業の認可

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

### ◇ 公 告

二級建築士試験の合格者

### 告 示

#### 鳥取県告示第千六十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
よしだ歯科医院	鳥取市瓦町五〇五	昭和五十七年九月十六日

つくし薬局	西伯郡西伯町東町六一	"	"
森下薬局	境港市幸神町三五七	"	"

鳥取県告示第千六十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
よしだ歯科医院	鳥取市瓦町五〇五	全 国	昭和五十七年九月十六日
つくし薬局	西伯郡西伯町東町六一	"	"
森下薬局	境港市幸神町三五七	"	"

鳥取県告示第千六十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松田 善典	鳥国医第二、八二三号	昭和五十七年八月二十三日
岩本 禎彦	鳥国医第二、八二四号	"
長田 憲一	鳥国医第二、八二五号	"
西村 基	鳥国医第五〇二号	昭和五十七年九月一日
小林 孝文	鳥国医第二、八二八号	昭和五十七年九月二日
大久保 巖彦	鳥国医第二、八二九号	"
原田 豊	鳥国医第二、八三〇号	"
嶋本 司	鳥国医第二、八三一号	昭和五十七年九月六日

丹治 義明	鳥国医第二、八三二号	昭和五十七年九月八日
小谷 和彦	鳥国医第二、八三四号	昭和五十七年九月十六日
小山 可	鳥国医第二、八三五号	"
藤原 義夫	鳥国医第二、八三六号	"
入江 隆	鳥国医第二、八三七号	昭和五十七年九月十七日
山本 哲夫	鳥国医第二、八三八号	昭和五十七年九月二十二日
松本 好弘	鳥国医第二、八三九号	昭和五十七年九月二十八日
福井 達雄	鳥国歯第四三八号	昭和五十七年九月二十九日
田中美幸	鳥国薬第五〇四号	"

鳥取県告示第千六百三十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	昭和五十七年十月十五日
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	"

鳥取県告示第千六百四十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定に基づき、関金町及び日南町に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域
関金農業振興地域	関金町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和五十四年二月鳥取県告示第百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の関金町に係る林班番号二から九まで、十二、十六から二十まで、二十二、二十三、二十五、二十六、三十九から

日南農業  
振興地域

四十二まで、五十一から五十四まで、五十七、五十八及び六十から六十五までの区域、同林班番号一、十三、十五、二十一、二十四、二十七、三十、三十一、三十三から三十八まで、四十三、四十四、四十六、四十七、四十九、五十及び五十九の各一部の区域、昭和五十七年四月一日現在の国有林の林班番号四十三、四十五から六十九までの区域、同林班番号四十四の一部の区域並びに昭和五十七年四月一日現在の大坂谷ほか三官行造林地の区域

日南町の区域のうち、次の区域を除いた区域

## 一 比婆道後帯積国定公園の特別地域

二 昭和五十五年二月鳥取県告示第九十六号が定めた日野森林計画区に係る地域森林計画の日南町に係る林班番号百三、百九、百一十、百十二、百十七から百十九まで、二百一から二百十二まで、二百十八から二百二十九まで、二百三十五、二百三十七から二百四十まで、二百四十三から二百四十五まで、二百四十七から二百五十一まで、二百五十三から二百五十六まで、二百六十から二百六十二まで、二百六十四、三百一から三百八まで、三百十四、三百十七、三百十八、三百二十、三百二十四から三百二十六まで、三百二十八から三百三十一まで、三百三十七、三百四十から三百四十九まで、三百五十四から三百六十まで、三百六十七から三百七十一まで、四百一から四百七まで、四百十一から四百十四まで、四百十八から四百二十二まで、四百二十四、四百二十九、四百三十七から四百三十九まで、四百四十二から四百五十三まで、四百五十五、四百五十六、四百七十三、四百七十四、四百七十八、四

百七十九、五百一から五百十まで、五百十三から五百十九まで、五百二十一から五百四十五まで、五百四十九、六百十から六百十二まで、六百十四から六百二十まで、六百二十二から六百四十六まで、七百一、七百二、七百五から七百八まで、七百十、七百十一、七百十六、七百十七、七百十九、七百二十四、七百二十五、七百二十八から七百三十四まで、七百三十七、七百三十八、七百四十三から七百四十七まで、七百五十三から七百五十六まで及び七百六十の区域並びに同林班番号百一、百二、百六、百十、百十三、百十四、百十六、百二十、百三十、百二十七、二百四十六、二百五十九、二百六十三、三百十三、三百十九、三百二十一から三百二十三まで、三百三十九、三百五十、三百五十一、三百六十一、三百六十四から三百六十六まで、四百二十三、四百二十五から四百二十七まで、四百二十八、四百三十から四百三十二まで、四百三十四から四百三十六まで、四百四十、四百四十一、四百五十四、四百五十七から四百六十二まで、四百六十四、四百七十、四百七十五から四百七十七まで、五百十一、五百十二、五百二十、五百五十、六百十三、六百二十一、六百四十八、七百三、七百九、七百十三、七百十四、七百二十三、七百二十六、七百二十七及び七百六十二の各一部の区域、昭和五十七年四月一日現在の林班番号千二十九から千三十一まで、千三十三、千三十四の区域並びに千五から千八までの各一部の区域並びに昭和五十七年四月一日現在の大熊山及び若杉官行造林地の区域

鳥取県告示第千六百五十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

調査を行 つた者の 名称	調査を行 つた時期	成果の名称	調査を行 つた地域	認 証 年 月 日
佐治村	昭和五十五年 度及び昭和五 十六年度	佐治村（大字加 瀬木及び大字加 茂の一部）の地 籍図及び地籍簿	佐治村大字加瀬木 及び大字加茂の一 部	昭和五十七年十 月二十一日

鳥取県告示第千六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり、中山町畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 池信 隆弘 鳥取県西伯郡中山町羽田井一六七

松本 重幸 石井垣一一五

井上 彰 羽田井一四一八一〇五

井上 秀明 潮音寺一二九

村本 彰次 御崎三二一

小谷 博貞 下甲三七七

高塚 典正 殿河内四六九

井上 進 岡六三三

金田 正志 松河原六〇

藤山 利治 殿河内七六五―五七

徳永 尚 羽田井一七〇

天島 盛益 高橋一二〇

野川 信男 田中三二二―二

奥田 慶 八重一七四

昭和五十七年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 池信 隆弘 鳥取県西伯郡中山町羽田井一六七

国谷 幸男 石井垣一九八

井上 彰 羽田井一四一八一〇五

井上 秀明 潮音寺一二九

村本 彰次 御崎三二一

小谷 博貞 下甲三七七

高塚 典正 殿河内四六九

〃	戸崎 明博	〃	上市八八一三
〃	山本 儀雄	〃	塩津九〇八一二
〃	橋井 剛彦	〃	殿河内七六五一〇
〃	徳永 尚	〃	羽田井一七〇
監 事	岡岡権一郎	〃	下甲四一六
〃	長原 幸充	〃	豊成五三
〃	奥田 慶	〃	八重一七四

昭和五十七年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第千六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

監 事 國田 一夫 鳥取県東伯郡羽合町大字橋津一四七

昭和五十七年六月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 間 壽太郎 鳥取県東伯郡羽合町大字橋津四三三―六

昭和五十七年十月二日就任 任期昭和五十九年三月七日まで

鳥取県告示第千六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理 事 船岡 嘉市 米子市福万四九三―二

昭和五十七年八月三十一日退任

鳥取県告示第千六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事 佐藤 厚美	
変更後	変更前
米子市奥谷九一〇	米子市奥谷九〇一

鳥取県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月十七日付けで倉吉市蔵内一八一番地藤井四郎ほか二十人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（大鴨地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年十月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年六月三十日付けで国府町、福部村及び岩美町から申請のあつた県営で行う土地改良（岩美地区広域営農団地農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年十月二十七日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
国府町役場、福部村役場及び岩美町役場
  - 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（大滝地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字佐谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字ヒエ田七五八の三一、七五八の三二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日



鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字サイノタハ一九七三の一、一九七三の三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十七年十月十九日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

長和瀬漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一―地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 長和瀬漁港防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒東経一三三度五八分二五秒）から二一〇度五〇分一八七・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から三三度三〇分六五・三〇メートルの地点
- 2の地点 A地点から四二度四〇分六五・二〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から四六度三〇分三五・三〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から四二度二〇分二五・一〇メートルの地点
- 5の地点 A地点から四三度一〇分二六・〇〇メートルの地点
- 6の地点 A地点から三〇度五〇分四四・四〇メートルの地点

(三) 面積

二八二・〇八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一―地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 A地点から二八二度四〇分一六・四〇メートルの地点
  - イの地点 A地点から二八度二〇分八四・〇〇メートルの地点
  - ウの地点 A地点から五五度〇〇分八六・六〇メートルの地点
  - エの地点 A地点から一四四度三〇分二六・二〇メートルの地点
- (三) 面積
- 三、五九五・二五平方メートル

五 埋立地の用途  
漁港施設用地

鳥取県告示第千七十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十七年十月十九日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

御崎漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

西伯郡中山町大字御崎字濱五九一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直

線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 御崎漁港防波堤灯台(北緯三五度三一分四一秒東経二三度三三分三六秒)から二五三度二〇分二一・七〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一二度二〇分四・七〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一〇七度一分二〇・一〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から六二度四一分九・一〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一〇二度三七分四〇・三〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一九二度二〇分〇・一五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一〇二度二〇分二・八〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一九二度二〇分八・五〇メートルの地点

(三) 面積

四九三・三九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡中山町大字御崎字濱五九一地先公有水面及び陸地

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直

線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 御崎漁港防波堤灯台(北緯三五度三一分四一秒東経一三

三度三五分三六秒) から二一九度一一分五二・一〇メー  
トルの地点

イの地点 アの地点から三二七度一九分二八・三〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から二八二度二〇分一一〇・〇〇メートルの地  
点

点

エの地点 ウの地点から一二度二〇分六〇・〇〇メートルの地点

オの地点 エの地点から一〇二度二〇分二四〇・〇〇メートルの地  
点

点

カの地点 オの地点から一九二度二〇分八〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一六、八五一・六〇平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用  
する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境都市計画公園  
の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項にお  
いて準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課  
において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年  
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年七月十九日 鳥取県指令受米土維第六百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字桑木原及び字字計

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市明治町八四

大山産業株式会社

取締役社長 松本 豊

鳥取県告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づ  
き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、  
次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

- 一 施行者の名称  
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画下水道事業 福米新田川都市下水路
- 三 事業施行期間  
昭和五十七年十月二十六日から昭和六十一年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 米子市東福原字北原(一)、字北原(二)、字北原(四)、字北原(五)、字北原(六)、字北原(七)及び字大向灘道東地内  
使用の部分 なし

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
田村繁夫後援会	岸田 正夫岡田 稔	稔	米子市富士見町二丁目一〇〇	その他の政治団体
太田垣とみお後援会	間崎 喜作森本健太郎	森本健太郎	鳥取市里仁四一九	"
種原敏彦後援会	今中 満通種 弘美	弘美	米子市蚊屋一一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 田村繁夫後援会

報告年月日 昭和57年9月17日（昭和57年8月15日解散）

収入・支出の総額

- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 大田垣とみお後援会

報告年月日 昭和57年9月25日(昭和57年2月18日解散)

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 種原敏彦後援会

報告年月日 昭和57年9月29日(昭和57年9月28日解散)

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称 自由民主党鳥取県石油販売業支部	代表者の氏名 安住庸雄	会計責任者の氏名 木村 亘	主たる事務所の所在地 米子市錦町二丁目二	備考 政党の支部
----------------------------	----------------	------------------	-------------------------	-------------

山崎廣義後援会	中村 勉	大森 克己	西伯郡大山町国信五三六一三	その他の政治団体
大和塾鳥取県支部	大西範昭	田中 博	鳥取市寿町四〇二	"
入江正雄後援会	椎木 精	入江 勇	西伯郡大山町長田三三〇	"
田村繁夫後援会	岸田正夫	岡田 稔	米子市富士見町二丁目一〇〇	"
遠藤善行後援会	山口 享谷	健一	八頭郡河原町河原五三一	"
大田垣とみお後援会	吉田 実	森本健太郎	鳥取市里仁四一九	"
長谷川和夫後援会	深田暢夫	藤原 憲二	米子市諏訪五七八	"
種原敏彦後援会	村瀬秀治	山根登龜雄	米子市蚊屋一一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
---------	------	---	---

上掲のらぎう後援会	代表者の 氏名	河崎重美	山本達夫
田中英教後援会	会計責任 者の氏名	佐々木勝彦	石原 寛
景山辰次後援会	代表者者 の氏名	広島金次	佐藤常誠
鳥取県石油政治懇話会	"	坂口光彦	藤野虎之助

公 告

昭和57年7月24日及び同年9月19日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和57年10月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

浦川 英敏	西垣和三郎	河本 貴志	藤原 治文	浜田 重喜
山下 宗広	福田 隆	西村 裕明	岡田 義久	山口 明彦
倉益 敏明	宮脇 敏彦	声高 昌可	田中 信行	小屋本健一
西村 賢吉	田中 英行	河崎 広雄	吉田 雅文	山本 典浩
谷村 寿幸	小林 則政	土堂 誠	武安 修	中田 俊二
岸本 昭博	藤原 博文	手嶋 秀夫	北村 栄次	中川 正典

朝倉 正博	藤田 澄	澤 仁己	高島小夜子	浪花久美子
尾崎 弘明	山田 晃	秋山 進	小野 政彦	村尾 邦夫
田中 勝義	永峰 建一	矢倉 敏彦	栗塚 賢吾	林谷 茂志
松本 照石	浜田 康	健夫 健夫	花倉 康二	早川 広志
長谷川凱章	篠原 幸治	神 丈夫	松原 隆之	橋本 太司
浜 達郎	杉谷 真一	坂田 足立	松岡 香苗	小泉 由隆
林原 克巳	三島 傳	山田 清恵	加藤 長寿	守山 康仁
唐桶 博実	加藤 秀治	山村久美子	角森 英信	門永 隆
前田 国雄	国森 康司	安場 美実	矢野 政晴	松本 明彦
横山 俊明	中尾 仁志	石田 誠一	上山 均	松野 豊美
高木 宣弘	山田 竹雄	北村 幸則	田熊 洋一	瀧川 好治
山田 建雄	米山 昭典	片山 賢一	岡本 道雄	白石 辰雄
花池 久仁	藤原 昭夫	増原 愛之	坂本 庄市	松下 伸二
山中 義昭	阿部 昭弘	奥村 富男	角勝 聖司	渡部 佐々木英美
河津 正志	榎野 知弘	樋 捷伍	松本 秀雄	
藤原 寿昭	菅田 延貴			

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県 庁 【定例一編一題百十四頁(採録を省く)】